

# ご意見に関係部分のみ抜粋

京丹後市墓地等の経営の許可に関する規則

平成 年 月 日  
規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営の理念)

第2条 墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、その公益性及び持続性が確保されなければならない。

(経営者の基準)

第3条 墓地又は納骨堂を経営しようとする者は、前条に規定する公益性及び持続性確保の観点から、地方公共団体でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める場合は、経営の許可をすることができる。

- (1) 宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人をいう。）で、市内に登録された事務所を有し、かつ、市内において3年以上の活動の実績があるもの
- (2) 墓地又は納骨堂の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益社団法人又は公益財団法人をいう。）で、市内に登録された事務所を有し、かつ、市内において3年以上の活動の実績があるもの
- (3) 認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により認可を受けた地縁による団体をいう。）。ただし、前2号に掲げる者が経営する墓地又は納骨堂を利用することが困難であると認められる場合に限る。

2 集落墓地（古くから存在する墓地で、集落が管理し、及び当該集落の住民が利用するものをいう。）又は個人墓地（個人が管理及び利用する墓地をいう。）を移転、拡張又は新設しようとする者については、経営の許可をしない。ただし、市長が、当該移転等しようとする者が前項各号に定める経営者になり得ないこと、当該墓地の利用者が他の者が経営する既存の墓地又は納骨堂を利用することが明らかに困難であることその他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 火葬場を経営しようとする者は、地方公共団体でなければならない。ただし、市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。